

令和 5 年 1 月 27 日

厚生労働大臣
加藤 勝信 様

特別区長会会長
山 崎 孝 明

令和 5 年度国民健康保険事業費納付金算定結果に対する緊急要望

先般、国から令和 5 年度国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の算定に用いる確定係数が通知され、東京都からその係数に基づく保険料等の算定結果が示されたところです。

今回、東京都から示された保険料算定結果は、令和 4 年度と比較して 8.3% 増と大幅に伸びており、2 年連続で 6% を超える伸びとなりました。

大幅な伸びの主な要因として、「一人当たり医療費の増」が挙げられていますが、医療費が増えた大きな要因には、高齢化や医療の高度化に加え、昨年度に続き、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う検査・診療数の増加や診療報酬上の臨時的な取扱い等による特殊な要因の影響があると推察されます。

事実、国民健康保険中央会による令和 3 年度の国民健康保険診療報酬特別審査委員会の審査状況では、国民健康保険と後期高齢者医療の高額レセプトが前年度比 16.9% 増となっており、その要因として、高額な薬剤の普及に加えて、新型コロナウイルス感染症拡大や診療報酬上の特例措置が影響したことが挙げられました。

こうした非常事態に伴う特殊な要因による影響を、高齢者や低所得者が多い国民健康保険被保険者の負担となる保険料に転嫁することは避けるべきです。災害級の未曾有の事態だからこそ、国は今もなお医療提供体制に対する国費による特例的な支援を行っているのであり、国民健康保険においても、制度の枠を超えた対応、支援策が必要です。

つきましては、新型コロナウイルス感染症という特殊な影響による負担の被保険者への転嫁を防ぐため、国の責任において、必要な財政措置を特例的に講じるよう求めます。

あわせて、今回の要望に至る事態となったのは、国民健康保険制度が抱える構造的課題が根底にあることから、保険料負担の激変緩和策や公費負担のあり方も含めた制度の抜本的かつ具体的な解決策も早期に講じるべきです。

以上、国民健康保険制度が安定的かつ持続的に運営できるよう、特別区長会として強く要望いたします。